

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 204

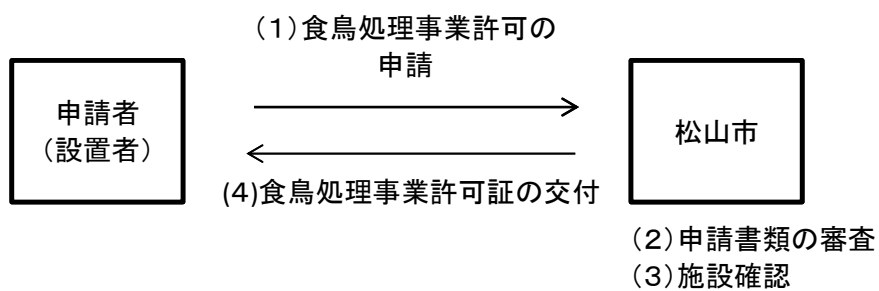
処 分 名	食鳥処理の事業の許可	
処 分 の 概 要	申請に基づき書類及び施設の審査を行い法令に合致したものであれば、食鳥処理の事業を許可する。	
根 拠 法 令 名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)	
条 項	第3条	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	20日	
標 準 処 理 期 間	計	20日
判 断 基 準	<p>法律第4条に基づく申請書の提出、第5条の許可の基準、施行規則第1条の申請書に添付すべき図書および施行規則第2条の構造施設基準を満たすこと。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>＜食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条＞ 食鳥処理の事業を営もうとする者は、食鳥処理場ごとに、当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>＜食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第4条＞ 前条の許可を受けようとする者は、その食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 食鳥処理場の名称及び所在地 三 処理する食鳥の種類 四 食鳥処理場の構造及び設備の概要 2 前項の申請書には、食鳥処理場の図面その他の厚生労働省令で定める事項を記載した図書を添付しなければならない。</p> <p>＜食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第5条＞ 第1項 都道府県知事は、第三条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 二 第八条又は第九条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 三 心身の故障により食鳥処理の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの 第2項 都道府県知事は、第三条の許可の申請に係る食鳥処理場の構造又は設備が厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるときは、同条の許可をしてはならない。</p> <p>＜食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第1条＞ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号。以下「法」という。)第四条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 食鳥処理場の平面図 二 食鳥処理を行うための機械の配置図 三 食鳥処理を行うための機械の仕様の概要 四 食鳥処理をしようとする食鳥の羽数 五 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水(以下「水道事業等により供給される水」という。)以外の水を使用する食鳥処理場にあつては、同法第二十条第三項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写し 六 法人にあつては、登記事項証明書</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

<食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第2条>

法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により食鳥処理の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。